

文化審議会第5期博物館部会（第1回）（案）

令和5年8月25日

【事務局(栗津)】 定刻となりましたので、第5期第1回の博物館部会を開催いたします。

本日は、皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は、本年度第1回の会議ですので、後ほど部会長を選出していただくまでの間は、事務局のほうで議事を進めさせていただきます。

本日の部会は、皆様、御出席で、井上先生と廣安先生がオンラインでの参加ということになっております。まず、オンライン会議の注意事項だけ説明させていただきます。発言するとき、オンラインの方は発言するときを除いてミュートにさせていただきたいと思えます。カメラはビデオをオンにいただき、通信が安全しない場合には、発言者を除いて事務局でビデオ停止に変更することがございます。あと、発言する場合は、挙手ボタンを押すか、御自身の名前と発言する旨おっしゃっていただき、部会長の指示を仰いでいただきたいと思えます。

そして、議事録作成のため、速記者を入れておりますので、速記者のために、発言する際は、お名前を発言していただければと思えます。トラブル発生時には、電話にて電話番号を御連絡いただければと思えます。

それでは、冒頭、文化庁次長の合田より挨拶の予定だったのですが、急に出席がかなわなくなりましたので、代読で室長の高井のほうから御挨拶させていただきます。

【事務局(高井)】 皆様、こんにちは。本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、代読ということなので、次長が読み上げる予定だったものを、代読を簡単にさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、文化審議会博物館部会の御出席を賜り、誠にありがとうございます。議事に先立ちまして、一言御挨拶ということで、博物館部会において、皆様に御審議をいただき、約70年ぶりに大幅な改正を行った博物館法が、昨年度の部会におきましても登録に係る参酌基準やDXの考え方などについて、大変活発な御議論をいただきまして、省令等の改正も行い、本年4月から無事施行されました。

文化庁では、博物館がこれまでよりさらに一層、地域や社会の課題解決に貢献し、地域

住民や関係機関とのネットワークの中核として信頼される存在となるよう、全力で後押しをしてまいります。本部会では、引き続き委員の皆様のお意見を頂戴できればと思っております。

本年は、昨年度までの御議論を踏まえつつ、さらに博物館の業務の中核を担う学芸員の在り方や、多様な専門的人材の確保のための方策、より多くの博物館に登録していただくための方策、法改正を踏まえ、博物館における設置や運営のための望ましい基準など、様々な課題に対して検討を進めていかなければならないと考えているところでございます。

委員の皆様から忌憚のない御意見をいただき、博物館の大きな転換期を文化庁と現場で足並みをそろえていきたいと考えておりますので、ぜひ御尽力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代読でございました。

【事務局（栗津）】 それでは、早速ではございますが、議事に入りたいと思います。まず資料1ですが、こちらは既に決定しました文化審議会のほうの資料になっておりまして、昨年度より大きな変更はないということになっております。そして、資料2が博物館部会、本部会の趣旨と構成になっておりまして、名簿のほうを御覧いただきますと、今年度、11名の皆様に委員に御就任いただいております。そして、7名の方が新たに今年度より委員として御就任されました。

簡単で結構ですので、新たに御就任されました委員から、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思っております。ちょっと名簿順ということでさせていただければと思います。まず、井上先生からお願いできますでしょうか。

【井上委員】 こんにちは、明治大学の井上でございます。すみません、外からのアクセスでございますが、このたびはメンバーとしていろいろな議論に参加させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（栗津）】 ありがとうございます。続いて、鬼木委員、よろしくお願いいたします。

【鬼木委員】 横浜市役所にぎわいスポーツ文化局の文化振興課長で、主任調査員という肩書がついております、鬼木和浩と申します。主任調査員というのは文化の専門官ということで、基本的この部署から異動がないということで担当しております。よろしくお願いいたします。

【事務局（栗津）】 ありがとうございます。続いて、片岡委員、よろしくお願いいたします。

す。

【片岡委員】 森美術館というところで館長をしておりますが、今年度から国立アートリサーチセンター、独立行政法人国立美術館の中に新しくできました総合的なインスティテューションのセンター長も兼ねておまして、まさに民間と国立の立場から、美術館も大きく変わらなければいけないタイミングに来ているなど思っておまして、この会議に参加させていただいて大変光栄に思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（栗津）】 ありがとうございます。続いて、佐久間委員、お願いします。

【佐久間委員】 大阪市立自然史博物館の学芸課長をやらせていただいております、佐久間と申します。大阪市立自然史博物館は、地方独立行政法人大阪市博物館機構という形になっておまして、地方独立行政法人としての博物館としては、大阪市が唯一の事例ということもあまして、いろいろな観点から御議論させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（栗津）】 ありがとうございます。続いて、錦織委員、よろしくお願いいたします。

【錦織委員】 失礼いたします。葛西臨海水族園の錦織と申します。よろしくお願いいたします。東京都立の動物園が幾つかありますが、そのグループを形成しています東京動物園協会という公益財団法人があります。これは指定管理者になっていますけれども、その所属です。私自身につきましては、東京都庁の職員でありまして、そこから派遣というふうな立場になっています。これまで、複数の動物園、水族館施設を経験してまいりました。お役に立てることもあればと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局（栗津）】 ありがとうございます。続いて、平井委員、よろしくお願いいたします。

【平井委員】 和光大学の平井でございます。よろしくお願いいたします。博物館経営を主たる研究テーマとして研究をしている経営学者でありますけれども、茅ヶ崎ゆかりの人物館という小さな館の立ち上げから、経営アドバイザーとして実務に関わっていたりとか。あとは、神奈川県の映画の美術館とDEAIをテーマにしたネットワークの幹事をさせていただいたり、ミュージアムの実務にも多少なりとも関わらせていただいております。引き続き、よろしくお願いいたします。

【事務局（栗津）】 ありがとうございます。最後に、廣安委員、よろしくお願いいたします。

【廣安委員】 よろしくお願ひします。ありがとうございます。廣安と申します。今日だけオンラインの参加で、失礼いたします。私、READYFOR株式会社というクラウドファンディングの会社の所属でございまして、民間企業からの参加ということで、恐縮ですが、よろしくお願ひします。所属は文化部門ということで、まさに美術館や博物館さんなんかのクラウドファンディング、特にコロナ禍以降、すごく引合いも増えてきているんですけども、そういうものを主に日々担当しています。

最近ですと、いろいろとニュースに取り上げていただきました、国立科学博物館さんのプロジェクトなんかも、まさに私たちのところで手がけていたものです。いろいろと議論に参加させていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひします。

【事務局（栗津）】 皆様、どうもありがとうございました。今年度の博物館部会の委員として、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に戻りたいと思います。本日、新年度第1回の会議ですので、部会長と部会長代理を選出していただく必要がございます。部会長は、文化庁から、引き続き島谷委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局（栗津）】 ありがとうございます。では、島谷部会長に今後の進行をお願いできればと思います。部会長、お移りいただければと思います。

【島谷部会長】 隣に移ります。新しい方も、そうではない方も、顔見知りが多すぎて、議論は白熱するような話になるのではないかと思っております。まず最初にやらなければいけないのは、部会長代理を選出する必要があるまして、私としては、日博協専務理事でいらっしゃる半田さんに副会長代理をお願いしたく思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【島谷部会長】 まだ半田さんが、本人が。

【半田委員】 異議なし。

【島谷部会長】 では、半田委員、これからもよろしくお願ひいたします。

次に、会議の公開規則を決める必要がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（栗津）】 では、資料2の3ページ目を御覧ください。通し番号で12ページです。博物館部会の運営規則案、こちらの第2条によりまして、これまでの運営と同様、会議は公

開として行うものとしております。

それで、次のページ、会議の公開についての（案）ですけれども、こちらで詳細を定めております。1に、人事案件など特別な問題以外は原則公開で行い、3で会議の傍聴ルールを定め、また、9のとおり議事録は公開することとしております。こうした基本ルールを定めてはどうかということで考えております。

【島谷部会長】 今、事務局のほうから、運営規則（案）並びに公開規則（案）を提出していただきましたけれども、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【島谷部会長】 では、運営規則及び公開規則として了承されましたので、これら規則に基づいて傍聴者に会議を公開いたします。事務局で、テレビ会議への招待をお願いいたします。

（傍聴者入室）

【島谷部会長】 それでは、議事に入ります。本部会では、先般、博物館法の一部改正をする法律が成立し、本年度から施行されております。博物館に関する制度が大きく変更されたことを踏まえ、今後のさらなる博物館の振興に向けて必要な事項を検討することとなります。

具体的な検討事項について、事務局にて整理してありますので、まず資料3について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（高井）】 改めまして、事務局から資料3の説明をさせていただきたいと思えます。井上の後任として博物館室長に4月から就任しております、高井と申します。前職は外務省のほうにおりまして、4月からこちらに来ております。

資料3を御覧いただきまして、14ページではなく、まず15ページを御覧いただきたいと思えます。来年度の博物館部会における検討事項ということで、これ、令和4年度の博物館部会の宿題事項でございます。

1点目、「博物館の設置及び運営上望ましい基準」の在り方、あるいは、学芸員制度については、中長期的な課題として引き続き議論いただきたいということ、あとは、改正博物館法施行のフォローアップということが、宿題事項として上がっているところであります。

それに続きまして、16ページ以降に、博物館法の一部改正の法律案の附帯決議ということで附帯決議がついておりますが、こちらでも、登録博物館の在り方であったり、広報の在り方であったり、あるいは、少し財政支援の部分であったり、学芸員の振興みたいなこ

とが附帯決議に入っておりますので、また御覧いただければと思います。

14ページに戻っていただきまして、これらを踏まえましてということで、本年度の課題でございます。1点目ですが、登録博物館、70年ぶりの法改正がありましたので、現在、登録博物館になっているものも、5年以内には再登録をしなければならない。あるいは、民間の博物館が入ってきますので、それらの登録促進といったことも進めていく必要があるということで、これらの促進方策、あるいは博物館自体の信用、認知度の向上といったことをやっていく必要があるというところ、では、それら推進方策をどうしていくかというのが、1つの議題になってまいります。

2点目、学芸員制度の部分で、これは中期長期的な検討課題となっておりますが、養成、活用についての議論をしてみたいというところなんです。

3点目が望ましい基準の改正で、その他のところは経営基盤強化なんですけど、少し詳しくということで、18ページ、19ページを御覧いただければと思います。図がございます。18ページ、これは皆様にとっては言わずもがなですが、博物館という業界というか、機能全体の好循環ということを生み出していくのが最終目標になります。

博物館活動の充実や価値の発信がしっかりできるようになりますと、皆様の評価の向上につながり、それが例えば市の博物館であれば、市からの財政支援が増え、あるいは、寄附が増えていって、経営基盤強化につながり、基盤強化がされれば、活動の充実が図れるということで、こういった好循環をエコシステムとして生み出すためにどういったことをしなければならないかということで、本年度の検討が次になります。

次のページの図を御覧いただければと思います。本年度なんですけど、第1回、第2回、第3回、今後、多少前後することもあると思いますが、検討課題ということで少し書かせていただいております。法律が施行されましたので、その背骨というものが改革された中で、さらにどうやったら一步一步、博物館行政ということを進めていけるかというのが本年度の課題になってまいります。もちろん、来年度の博物館部会に大きくつながっていく議論ということもあり得るかと考えております。

まず人材の部分、人材を充実させて博物館の活動があり、さらに資金を回していくということなんですけど、人材の部分で、本日、第1回におきましては、これは、学芸員養成の部分では、審査認定の見直しということで、多少の審査認定の手直しということについての御相談をさせていただきたいと考えております。

第2回においては、学芸員養成の充実方策について、これ9科目19単位の科目の内容や狙

いが書かれておりますが、その内容や狙いについて、少し新しいものを入れていくという部分で、今まで入っていた、あるいは入っていたけれども、やや扱いが薄かったDXであり、地域連携であり、あるいはコレクションマネジメントや、いろいろなものを学芸員養成として必要な部分について入れ込んでいくということで、第2回については、こちらから案を示させていただきますので、忌憚のない御意見をいただければと考えております。

同じく博物館実習の部分についても、これはガイドラインがありますが、これも見直しをしていこうということで、少し実習先を広げていくようなことも含めて御相談をしたいと思いますので、これまた、第2回になります。御意見をいただきたいと考えております。

続いて、人材活用の部分です。本日、第1回においては少し、人材、いろいろなところで不足しているということが話に出てきております。人材バンクのようなものを設置したり、あるいは人材派遣といったことが考えられないかということ、本日、御相談をさせていただきますと考えております。

第2回におきましては、これはちょっと中長期的課題に入ってくる部分ではあるのですが、その人材、学芸員、上級学芸員をつくるべきではないかとか、いろいろな議論が出ているところではあります。こういった学芸員の認証の在り方ということ、また御相談をさせていただきますと考えております。

続きまして、運営に移っていただいて、登録博物館のプロモーション推進活動の広がり部分ではあるんですけども、第1回について、本日については、登録制度の活用の信用と認知度の向上ということで、我々のほうでロゴマークを策定しましたので、そのロゴマーク案を御提示させていただくとともに、そのロゴマークをどう活用していくか。あらゆる登録博物館に御活用いただくのか、あるいは、別の活用の仕方をするのかを含めて、御相談をしたいと思いますと考えております。

あるいは、博物館の認知度を上げる博物館の地域貢献の活用度を上げていくという意味での、例えば博物館無料デー、これはかなり欧米では盛んに行われていますが、そういったことはより推進していけないか、こういったことについても御議論いただければと考えております。

第2回におきましては、少し基準のほうに入りまして、博物館の設置運営上、望ましい基準の改正ということの改正案を御提示をさせていただきますと考えております。改正案には、DX、地域連携、コレクションマネジメントであるとか、収蔵庫の問題が取り上げられ

たりとかもありますので、こういったことも含めて、新しく入れ込んだものについて御提案をさせていただいて、御検討いただければと考えております。

最後に、資金の部分、経営基盤強化の部分ですが、これについては、先ほど少しファンドというか、クラファンの話もありましたけれども、いろいろな形で資金を集めていく、こういったことは博物館にとっても大変重要なテーマになってきております。これについては、我々としても調査研究等を通じて充実方策を図っていかうと考えておりますが、ファンドのようなものの策定も含めた御相談ということで、少し第2回にも頭出しするかもしれませんが、第3回で議論をしていければと考えているところです。

これが、本年度の全体像ということで、少しページは飛びますが、一番最後の47ページを御覧ください。47ページ、これは単純に日程というか、ペースを見ていただければなんですが、本日が第1回になりまして、第2回が秋頃、10月、11月を予定しております。第3回が、年明け1月、2月を予定しておりますので、博物館部会本体としてはこういった進み方をしていきたいと考えております。

少し長くなりましたが、以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。今、事務局のほうから説明をしていただきましたが、議題として上がっているものを、今日全部話をするということではなくて、1回、2回、3回と分けて話をする頭出しをしていただいているということだと思います。それぞれ重たい案件でございますが、こうした部会の進め方につきまして、委員の皆様から御質問や御意見があれば、お願いをいたします。

今、事務局が考えているやり方でいいかどうか、もう少し違う形があるかどうかということも、ここの段階で話をさせていただいたほうがすっきりすると思いますので、ぜひ御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

佐久間委員。

【佐久間委員】 すみません、佐久間です。よろしく申し上げます。地方の博物館にありますが、博物館の設置運営上の望ましい基準というのは、非常に日々の運営の指針になりますというか、年度、年度での例えば予算要求であるとか、人員の要求であるとかというところのやっぱりひな形になるものなんです。

地方分権とはいっても、やはり国がこういう方向で博物館行政、考えているんだよというふうに示していただくものというのは、かなり長期間にわたってこれが影響するもので、かなり重たいものだと、私らは地方におりますと感じます。そういう意味で言いますと、

これ、かなり幅広の理解を形成してつくっていく必要があるのではないかなと思っており
ます。

先日、日本博物館協会のほうで、各自治体の担当者の会議もありましたけれども、その
ときにも、この望ましい基準というのはいつ頃出てくるんだろうという質問も複数ありま
したので、やはり皆さん、かなり気にしているものだと思うんですね。まだどうなって
いくか分からないという状況の中でいうと、これ、少し丁寧に議論をしていきたいな
というのが、私の思いではあります。その必要があるんじゃないかなというふうに思ってい
ます。

例えば、ワーキンググループみたいな形というのは、何か考えられたりはしないんでし
ょうか。

【島谷部会長】 事務局、お願いします。

【事務局(高井)】 ワーキンググループについては、少し、必要に応じてというよりは、
確かに博物館の望ましい基準、非常に重いものですので、ヒアリングみたいな形で、一度
お集まりをいただいて話をするという事は考えております。今のところ、別途、ワーキ
ンググループを回してということは考えてはいなかったところです。

【佐久間委員】 かつてだと、別の研究会とかをつくっていられたりしましたよね。で
すから、大分回数を重ねて議論をしていた印象がやっぱりあるんですよ。なので、その辺
をどういうふうにしていくかが課題かなと思っています。

【島谷部会長】 今、佐久間さんから、ワーキンググループはということで、事務局は
今のところ考えていないということでしたけれども、ほかの委員の方々、いかがでしょ
うか。現状のままだと、事務局が考えていらっしゃるように、事務局が必要と思われると
ころにヒアリングをして、それをまとめたものをこの委員会に提示をしていただくとい
うことになるのでしょうか。

【事務局(高井)】 ヒアリングの形もいろいろあるので、例えば別途、ワーキングとい
う形で複数回やるというよりは、一度、関係委員をお集めいただいて、単にヒアリングす
るだけではなくて、少し前議論をするような会を設けさせていただいて、その上で事務
局のほうで提案をさせていただくような形を考えております。

ただ、もし、ほかに意見がございましたら。

【島谷部会長】 佐久間委員からワーキングという提案がありました。この件はより丁
寧にやる必要があると思いますので、ただのヒアリングではなくて、今、事務局が提示さ

れたような形でヒアリング、もしくは、そこで1人ずつのヒアリングではなくて、複数のヒアリングをやって、複数回のワーキングではないにしても、そこで意見を集めるというような案が出ましたけれども、いかがでしょうか。

平井委員。

【平井委員】 私も、佐久間委員と同じような印象を受けたんですけれども、学芸員の在り方についても、これは、最初から中長期的な議論だというふうに提示されているように、ちょっとこの進み方によって、いかようにでもなる話なのかなというふうに思っていました。

なので、望ましい基準も同様かなと思っていましたので、まずは事務局で考えていただいた枠組みの中で話を進めて、必要に応じて、さらに細かいところを詰めるのかとかいう形で、まずは1回は枠組みのままスタートしてもいいのかなという印象です。

ただ、やはり望ましい基準はもっとというか、丁寧な議論が必要なことだと思いますし、学芸員も、今年度で絶対終わらない議論だという認識の上でいます。

【事務局（中尾）】 すみません、事務局から1つよろしいですか。事務局、中尾です。望ましい基準に関しまして、前回改正から大きく変わった部分というのがございます。今、博物館の事務が全て文化庁になりましたけれども、自然系の博物館、科学系の博物館、また、動物園、水族館というものも、今、博物館として文化庁で全て、一括事務を担っております。そういった部分の背景というの、望ましい基準の改正には関わってくるのかなと思っています。

また、技術的な部分でいうと、デジタルアーカイブとか、こういったものも今改正で盛り込まれましたし、また、地域の多様な主体との連携というものも入ってきましたので、こういったものを、望ましい基準としてお示ししていくことは非常に大事なかなと思っています。

ちょっと今回、部会委員に錦織委員に新しく御就任いただいていますので、こういった特に動物園とか、水族館とか、こういう観点から見たときの望ましい基準の在り方というのを少し御意見いただけたらなと思っています。

【島谷部会長】 同じように、自然史系は佐久間さんもいらっしゃるのですが、地方独法がどういうものか、皆目分からない部分というのがありますので。特に大阪は苦勞されている面があると思います。今回のこの博物館部会では、どこを助けるのか、全部を助けるのか、どこがよくなれば全体がよくなるのかというところを検討して、その方向性を見せて

いったほうが分かりやすい。それがないと、何となしに助けようとしても、自分のところは関係ないよというような博物館、美術館の人たちがいて、うちはそれどころじゃないというようなことになると、よくありませんので、そういった点も踏まえて進んでいければと思います。

とにかく、望ましい基準については、今回ではないんですけども、さっき事務局が提案したような形で丁寧にやっていくことが必要。

2番目にある学芸員制度についての説明をしていただきます。そこでまた御意見をいただければと思います。それでは、議題の2つ目というか、学芸員の在り方について議論に入りたいと思います。御存じのとおり、学芸員は博物館業務の中核を担う極めて重要な人材であり、今後ますますその役割の多様化が求められています。博物館がより一層魅力的なものとなるためには、学芸員のさらなる資質の向上、その制度の在り方についても、議論は避けて通ることはできません。

本日は、今後の学芸員制度について、御意見をいただくとともに、併せて、改正博物館法では、地域の文化拠点として多様化、高度化した新しい役割や機能が示された博物館に対応すべく、専門の知識や技術を持った多様な人材の確保についても議論をしていただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局（中尾）】 それでは、資料4、ページ21、こちらに関して事務局の中尾のほうから説明させていただきます。今、島谷部会長のほうからお話があったとおり、今般の改正におきまして、博物館に地域の文化拠点として多様化・高度化した新しい役割や機能、こういったものが求められる形になってきました。

また、デジタルアーカイブとか、経営基盤強化とか、広報、こういった部分を含めまして、専門の知識、技術、こういったものを持った多様な人材の確保、こちらに関しても博物館法改正に先立ちました、いわゆるこれからの博物館制度の在り方という部分で御議論いただいているところです。

そうした中で、21ページを見ていただきたいと思いますけど、やはり学芸員に関して課題が出てきました。大きく分けると、養成課程における課題と、あとは、現職、現場における学芸員においての課題というふうに、大きく二分化できるかと考えております。

養成課程におきましては、平成21年に学芸員養成の充実方策についてということで、これは法改正を受けまして、増えた科目につきまして、改めてどういった内容を大学で教え

ていただくのかという部分で、いわゆるカリキュラムポリシーのようなものをお示したわけなんですけれども、こちらに関しまして、今般の法改正を受けまして、少しアップデートする必要があるかと思っています。

こういった部分に関しての御議論がこれから必要になってくるという部分がありますし、また、併せて出ております実習ガイドライン、こういったものに関しての改定も必要だという部分が、先ほど高井のほうからも、第2回以降、検討していきますという話があったと思います。

もう一つ、現職学芸員に関しまして、やはり処遇改善、任用位置づけの不明確さという部分で課題があることは認識しております。さらに、人員体制が非常に小さい中で、多様な人材確保というのがなかなかできない、こういった課題にどう対応するのかということが課題として挙げられているという部分になっているかと思っています。

22ページ、御覧ください。こちらは、学芸員資格の取得過程ということで、経路を示しております。基本的には、大学での学習という部分で学芸員課程を取っていただく、こういったことを前提としております。現在、約300大学でこういった学芸員課程を置いているということで、基本的には法ができた頃に比べると随分増えた。そういった部分を補完するためには、資格認定という制度も置いておりますが、近年、非常に受験者数も少なくなってきたという部分で、こちらに関して少し見直しも加えております。

23ページ、御覧ください。省令改正で対応済みというのが上にありますけれども、この資格認定の部分に関しましては、この頻度に関しまして、隔年という形でさせていただいております。また、選択科目での試験があったんですけれども、こちらに関しては、博物館の在り方が極めて多様化している中で、この科目でいいのかという議論もあったところ、この選択科目自体を撤廃する形で進めております。

今回、御意見をいただきたいのは、その下に確認事項とありますが、審査認定という中で、面接試験を行っております。こちらに関しては、基本的に審査認定というのは、いわゆる学芸員に必要な能力・資質を認定するための書面審査をしているわけなんですけれども、それに加えて、意欲や態度というものに関しましての面接を行うということの趣旨で行ってまいりましたが、ほかの学習課程、いわゆる学芸員の取得課程の中で、意欲、態度という部分に関しては、学校の中で授業態度というふうに捉えているのかもしれませんが、ちょっとそういったプロセスの中になかなか出てこないということもございますので、こちらに関しては書面審査に一本化することではどうかという部分の御提案でございます。

24ページを見てください。こちらに関しては、先ほど申し上げた、現場での専門人材の確保、こういった部分にございます。

具体的には、25ページを御覧いただきますと、右下の部分に博物館の抱える課題とありまして、例えば外国人向けの対応、ICTを利用した新しい展示方法の未導入、財政面の厳しさ、こういったところが、約8割の館で課題となっております。現在、学芸員がこの辺りのことを担っていく、言ったら能力を持つ、資質を向上させるという部分、研修等で対応はしているんですけども、なかなか多様な業務の中で、それは進んでいかないというのがございます。

こういったところでどう対応していくのかということで、26ページのほうにあります人材バンク事業、こういったことを検討してはどうかということで、御提案でございます。

事業スキーム1としておりますのが、いわゆる全国で特徴的な取組を実施・企画したことがある学芸員さん、こういったものをしっかりリスト化して、ほかの館の指導に行ってもらえるような、いわゆる学芸員人材バンク制度というのはつくれないかという部分の検討です。そういった形でリスト化した方に対して、集中的に研修、コーチング等を実施することで、さらに高度な人材になっていただく、そういったモデル事業というのができないかという提案。

事業スキーム2としておりますのは、これは、例えばデジタルアーカイブでありますとか、展示とか、広報の改善、博物館の経営基盤強化、また、先ほどの外国人対応ということもございまして、国際交流員や翻訳者、こういった専門人材、これらの人材は、特に博物館単体で抱える必要はなくて、基本的には横断型の専門能力を持った方々と考えております。こういった方々を人材バンクとして抱えて派遣していくような形で、それぞれの館の専門人材確保という部分に寄与できないかと考えております。

背景にありますのは、27ページにありますとおり、各地で行われている人材バンクの事業でございます。多様な人材を必要とする業界において、共同して人材バンクを設立して、流動性を高めることによって、人材確保の課題解決に取り組んでいる事例が幾つか存在しております。博物館の界限でも、高知県ではこうちミュージアムネットワークということで、高知城の博物館、こちらを中心としまして、歴史資料の保存とか管理、取扱い方について、資料保存の専門家がアドバイスしていくような、こういった支援を行っているという部分がございます。

こういった部分、地域でやっていただくということもあるんですが、これを少し、国と

しても取り組んでいけないかということが、この人材バンクの検討でございます。

すみません、私のほうからの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。今、中尾さんから説明をいただきましたが、幾つかの案件があったと思います。どの案件からでもいいですので、御意見がある方は挙手、もしくは、リモート参加の場合は挙手をするというマークをつけていただければ、発言をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

【鬼木委員】 人材バンクのところについて、ちょっと御意見ということで。人材バンク事業は、効果のある取組だと思えます。ここの人材バンクのリストに名前が載るということを、学芸員さんの方にとって、ある種目標にできるのかなと。そうすると、ここに名前が載ること自体がモチベーションにつながるという面があると思えます。

ちょっと課題かなと思ったのが、事業スキームの2のほうなんですけど、その他の専門人材のところ、デジタル人材ですとか、あるいは地域とのコミュニケーションを図るような人材とか、これまで博物館があまり取り組んでこなかったような、これから取り組んでいこうとしているところについての専門人材の人材バンクというのが、もしかすると、ちょっとリストが十分出来切れないのかなというのが危惧されるのかなと思えます。

2回目以降の議論かもしれないんですけども、この事業スキーム2に相当する人材というのを、研修とか、養成する、それとセットで考えていければいいのかなというふうには思いました。

例えば、今年も文化をつなぐミュージアム研修とかやっていたらと思うんですけども、例えばそういう研修を受けた方をこのリストに載せるときに、併せて、例えばミュージアムコーディネーターと名のついていいですよとか、そういう研修を受けるモチベーションになるような肩書的なものを考えて、それでこのリストに載せていくというようなことで、研修を受けることの動機づけにもなるのかなということで、すみません、人材バンクの取組はいいかなと思いました。

取りあえず以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。まず、人材バンクのことが挙がってきましたので、これに関して、今肯定的な御意見でしたけれども、それを推進するよい意見でもいいですし、ちょっと早いんじゃないのとか、問題があるんじゃないかという御意見でも構

いませので、頂戴いただければ。

【事務局（中尾）】 すみません、ちょっと今の御意見に事務局から補足です。事業スキーム2に関しましては、これは学芸員になるというようなイメージではとっておりません。学芸員がもちろん、こういう形で入っていただいてもいいんですけども、外部の民間のそういうスキルを生かしていくということを念頭に置いております。

そういった方をどうリスト化するかというのは、鬼木委員のおっしゃるとおり、少し課題かもしれませんが、そういう意味では、こういった事業を行っているところもあろうかと思っておりますので、そういったところのリスト化も考えているところです。

【島谷部会長】 はい、片岡さん。

【片岡委員】 恐らく学芸員という人たちがいて、総務課がいれば、ミュージアムが成立するのかという、日本にミュージアムという考え方が輸入されたときには、そういう形で始まったのかもしれませんが、今や、もっと多様なことをしなければいけない組織になっているので、学芸員に多様な業務を期待するのか、今ここでおっしゃっている専門人材がきちんと館の中にいるような組織づくりを考えていくのか。

部分的には人材バンクで対応できることがあるかもしれませんが、本来は、今できている新しい海外のミュージアムなどは、やはり広報担当や資金調達の担当もいますし、もちろんデジタル担当者もいます。それから、日本の美術館の多くがメディア企業などに依存してきたプロジェクトマネジメントという考え方も、本来は内部でできるべきであると。

私としては、学芸員をどうするかということよりも、ミュージアムの組織がどういう人材がいて構成されていくべきなのかという、あるべき姿を描くべきかなというふうに思っています。

これまでの日本のミュージアムの考え方は、この25ページの学芸員数というのを見ても、1館当たりの学芸員数3.33人、それが3.93人になっているということなんですけど、これも著しく少ない。本来だったら10倍ぐらいでもいいんじゃないかというふうに思っていて、それは長期的に、そうしたビジョンを持って、ミュージアムの組織の在り方を改定していかないと、学芸員の問題だけではないのかなという気はしています。

【島谷部会長】 ありがとうございます。いろいろな考え方があるので、自分ところで抱えるのかどうかということが出てきたと思います。今、学芸員の数が3.幾らというのは、例えば大きいところ、科博だとか、東博だとか、そういうところ、それから各都道府

県の博物館、美術館、そういうところとならして3. 幾らです。

半田さんがいる日博協で整理してもらった博物館の大方の組織は、館長、非常勤館長、学芸員1人、それから総務の人が1人というのが平均的であるということでした。多様化した博物館で、広報も、デジタルも、多言語化もというのを付け加えること自体が、設置者の体力からして到底無理だと思われま。でも、片岡さんが言うように、そうあるべきだということ、それができるところはどこかということ、この博物館部会が、総体的な底上げを目指すんだけど、どこを最初に目指していくかということ、これをもし聞かれている博物館、美術館の人は、うち、関係ないよと思われる方が随分出ているのではないかと思います。博物館にこういうことが求められ、実現するためには、国から、県から、設置者からの予算がないとできないということなので、そこを部会としてもどういうふうに考えていくかというの決める必要があると考えております。

です、どこに焦点を当てるか。広報も必要ですし、多言語化も必要ですし、観光の拠点となることも必要であるというのは、もう皆さん、分かっている話なんですけれども、どこから手をつけていくかということ、これを論議をしていかなければいけない、その中での人材バンクだろうと思います。

これ、ちょっと私も読ませてもらって考えたんですけど、人材バンクというのは、民間から来る場合、それが博物館、美術館で働いてもらう場合に、どこがお金を出すのか。補助金でやるのかどうかということ、やっぱり大きい問題だと思いますので、どの範囲をその人たちがカバーをするのか。1館だけなのか、地域なのか、それも考える必要があろうかと思ひます。

ほかの委員、何かこれについて御意見。

佐々木委員。

【佐々木委員】 今の部会長のコメントを踏まえての話で、この学芸員の業務の相互支援、お互いの支援をどうするかという観点で、いみじくも事例で高知の例が出ています。現実的にはこのスタイルというのがあり得るのかなというふうに捉えております。つまり、県博協といったような、県内のミュージアムを束ねているというか、集まっているところの事務局の館に、例えば保存科学や、資料管理、デジタルに強い人材などがいて、ある種、体力のないところ、人の少ないところを支援する。そこに対して、何らかの資金投入もあって、人が雇えるとか、サポートする事業ができるというスタイルは非常に現実的ではないかと思ひます。

人材バンクとして、何か人を貯めていって支援するというよりも、ネットワークの中にそういう人がいて、その専門に強い人を中心に、個々の館が協力し合うというか、助け合っ
て、お互いに学び合っていく、そういうことが多分大事であると思っています。

これもまた県博協の例で、岐阜の県博協というのは活動が盛んで、いろいろ部会をつく
って活動されておりますが、資料の保存、ある種の資料の廃棄や除籍という問題が起こっ
たときに、有志が集まって、みんなで考えてみようみたいなことをされ始めているんです。
なので、何か人材を育てて、それを支援するというよりも、やっぱり協力し合う、連携す
るといった考え方での人的支援を構築するというのがいいと思います。

文化庁も多分、ネットワーク化の補助メニューもお持ちだと思うので、それを応用する
とか、拡充するという方向が現実的ではないかと捉えています。

【島谷部会長】 ありがとうございます。ほかに。

平井委員。

【平井委員】 私も、佐々木委員がおっしゃったように、基本的には、やはり市町村立、
そして県というふうにあるわけですし、どこも基本的に県博協のような組織で助け合っ
ている構図はあると思うので、本来ならばそういう形がしっかりと機能すれば一番よいと思
うんですけども、県博協のかなり大規模な、統計的にも調査された方とかを見ると、や
はり事務局を担っている館の負担が非常に大きくて、すごく活発にできているというところ
ばかりではないというのが現状です。

私も、神奈川県とか、北海道の県博協とかでお話しさせてもらったこともありますけれ
ども、すごく頑張って、すごく意欲もあって、皆さん、熱もあるところもあれば、本当に
ちょっと年1回研修会をやるぐらいで終わりみたいなところもある中で、そういうときに、
国として人材バンクというものを整備する。県博協の中でカバーし切れないところが、1つ、人材バンクというものがあるというのも、補完的な意味ではいいかなと思ってい
ます。

事業スキーム2のその他の専門人材の派遣というのは、私はむしろこれがすごくいいと
思います。デジタルアーカイブなどは、やはりどう言っても学芸員では無理ですので、NII
とか、そういったところから情報に専門の方、いつでもアドバイスを受けられるような方
がいて、そこに相談するようなパイプができていれば、非常に心強いのかなと思うところ
があります。

ただ、逆に、それこそ佐久間委員や佐々木委員にお聞きしたいんですけども、私はち

よっと1の学芸員のリスト化というところが、むしろ、皆さん、学芸員が自分の調査研究とか展示をつくるのに、物すごく仕事が大変で、そこにリストされて、ほかのところに指導に行ったりとか、協力をしたりというのが現実的にできるのかというのが、私、見ていて、ちょっと難しいんじゃないのかなと思ってしまいます。

だから、やる必要がないということではないんですけども、ちょっと1についてどうなのかなと疑問に思うところがあります。

【島谷部会長】 では、御指名です。

【佐久間委員】 佐久間です。私、実は西日本自然史系博物館ネットワークの事務局というのやらせていただいております。西日本自然史系博物館ネットワークというのは、うちであるとか、琵琶湖博物館であるとかという、そこそこの規模の博物館もあれば、1人職場の小さな博物館というのたくさん入っているという、そういうネットワークです。

これは基本的には互助組織というか、自然史系博物館の共通課題をみんなで追求しようよ。例えば博物館の標本というのが環境行政にも役立つということを、ちゃんとみんなでアピールしようよというような、そういう互助的組織で始まって、例えば写真の撮り方講座であるとか、デジタル化のやり方の講座であるとかというのも一緒にやったりとかする。困ったときには、では、一緒にちょっと調査してみようかみたいな形で、まさにここで言っているようなことはやらせていただいているんですけども、現実的に言いますと、市町村とかの場合には、自分たちの行政界を超えて公式に活動することをよく思わない行政さんもいらっしゃいます。

それは職務専念義務だという非常に古典的な考え方で、自分の町域のことをやるのが、うちの町の博物館の使命だみたいな形でおっしゃられる場合には、このスキームで、ちゃんと上長、上役が認めてくれるかどうかということに非常に不安があります。ただ、博物館というものの本来からすると、周辺市町村とちゃんとネットワークでやっていきたいと思いますよというのが今回の博物館法の精神でもありますし、周辺の文化と自分のところの文化というのを比較することというのはすごく大事なことになりますので、境界の法は超えたんです。

だから、博物館の業務に当たっては、そういう職務専念みたいなところを外して、ネットワーク化して動くことが大事ですよというような通達を、文化庁さんのほうからやっていただくことは、すごく大事なことだと思ってはいるんです。ただ、このスキームでそのまま押すと、地方行政の方がそのまま納得していただけるか、うちの職員をそんなところ

に登録するのをよしとしてくれるかどうかというところには、若干の不安があります。

なので、既存組織を支援する形で、今うまく動いているところを支援するというのが、マル1に関してはうまい方策かなということが、私の意見です。

マル2に関しましては、ちょっと逆に私は、これは下手すると民業圧迫にならんのやろうかということ、ちょっと心配をします。現実問題、そこそこ中核的な博物館は、デジタル化であるとか、広報であるとか、翻訳であるとかというのは民間会社に発注をさせていただいているわけですね。それとこれをどういうふうに分けていくのかなというところが、少し疑問としては持っています。

実は、私が思っているのは、ミュージアム業界に本当に必要な人材というのは博物館の中にも必要なんですけども、博物館を外から支援していただくような人材というのも、すごく大事なんじゃないかなというふうに思っています。私、手前どもの話に結びつけて恐縮ですけども、うちの博物館の場合には、博物館と一緒にパートナーとして働く大阪自然史センターというNPOさんがありまして、こちらのほうに博物館とまた違うタイプの人材がたくさんいることによって、博物館の活動全体が活性化するというような、まちの中に出ていける1つのきっかけになっているわけなんです。

そういった意味で、違うタイプのクリエイターたちが、博物館の周りにいることというのはすごく大事なことではないかと思えます。博物館を支援する人材のバンクみたいなものは、前に佐々木さんが博物館の法改正のワーキングなんかでも提案をされていましたが、そういう博物館を支援する人材のバンクというのも、1つ、魅力的な提案になるのではないかなということを思っております。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。先ほど事務局から、うまくいっているところの例として高知県を出していましたが、高知城の博物館というのは、もともと山内家資料館からスタートしています。もともと公施設ではなかったところが中核となって、県博の役割を果たすようになったということなんです。

と同時に、高知大学との連携とか、それを非常にうまくやられているのが、もう一つ。3つ目として、高知県というのは、博物館・美術館相当施設が非常に少ない。助け合わなければいけない。高知というのは非常に広いんですけども、市が少ないということで、協力体制ができているということで、いい形で回転をさせていると思います。佐々木さんがさっき言ったように、それぞれが助け合うという形でスタートしなければ、人材バンク

をつくれればいいという形で解決する問題ではないなというふうに、私は思います。 民業圧迫かどうか分かりませんが、やっぱり民間からそういう人を出して、派遣をするというのは、どうしても金銭が伴うことになりますので、その人が持っている本業と、そのすみ分けというのをどうするかどうかということ。

佐久間さんがおっしゃられた、市の博物館、県の博物館と言ったら、それを越えた場合は、総務の人たちが快く思わないというのほどこにもあることですので、それを縦割りでやってしまうかどうかということはあるんですけども、その枠を超えながら助け合っていく。結構、各県の話を書きますと、LINEのネットワークだとか、何かのネットワークをつくって、誰か助けてよと言ったら、ぱっと情報をくれるようなことをやっているところもありますので、それが全体に広がり過ぎと大き過ぎるんですけども、地域を核とするようなところで各県とか、各地方でそれができると一番いいなと思います。

学芸員の在り方というのは今日が本題ではないんですけども、骨格として、いろいろ問題点をはらんでいるということがありますので、この機会に、そうですね、もう10分、15分ぐらい、いろいろ問題点を御指摘いただいて、次回以降につなげていきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

橋本委員。

【橋本委員】 すみません、大枠の話として確認しておきたいのが、24ページに令和3年12月20日の文化審議会答申として、さっき片岡委員がおっしゃったような、海外の博物館においてはこのような様々な専門人材がいるけれども、日本のミュージアムは現状そうっていないから、そういった人材の確保が必要なのだという話があったからの、今の人材バンク等々のスキームになっていると思うんです。

これは、言ってみれば、船で今水が漏れているから、そこに手当てをしなければいけないみたいな話であって、本来の目指すべき目標としては、そうではない。あくまで、その途中経過なのだとことを確認してからでないと、じゃあ、人材バンクだみたいな話にすぐ、各論として飛びついてしまうのはちょっと危険かなと思っていますので、それだけははっきりさせておきたいと思います。

具体例として、事業スキームが1、2と出ていますけれども、こちらの文化庁のスキームを見ますと、専門人材にかかる費用も含めて事務局に委託し、恐らくこれは公募で決めていくということだと思うんですけども。これは、公募、公募で、例えば2年に一度、3年に一度の公募で繰り返される。場合によっては、落札業者が毎回変わるみたいなことにな

ると、全く知見がたまっていけないところがありますので、そういったスキームはちょっと危険かなと思っています。

ミュージアムコーディネーターと言っているのか、よく分かりませんが、各館が抱えている様々な問題を広く知っていて、どのような問題に対しては、どういう人材を派遣すべきかみたいなのが分かる人、それに専門的に対応する人材と、ミュージアムをつなぐような人材を育成していけないと、この事務局みたいなものを継続的に担えるコーディネーターが育たないというか、それがないと専門人材とミュージアムの間がうまくつなぎ切れないのではないかとということもありますので、その事務局というものをどうやってつくっていくのかというのは、大きなポイントになるのかなと思っています。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。事務局もそうなんですけれども、こういう問題については、どこに質問したらいいか、尋ねたらいいかというのが、多くの博物館・美術館の人が分かっていないというのが、第一番だと思うんですね。国立の博物館に関しというと、地方館からの質問に対する指導・助言というのが業務の中にはっきり銘打たれていますので、来れば、当然答えるわけなんですけれども、そういう指導・助言をする範囲がここですよということを、各博物館の人たちに知らせるという仕事もまだ十分じゃないような気がするんですね。

この場で発言するのがいいかどうか分かりませんが、国の時代の東京国立博物館を考えると非常に明確なんですけど、絵画室、書跡室、彫刻室、刀剣室、金工室と、いっぱいありますけれども、それぞれが1つの博物館・美術館みたいな感じでしたので、他館から借りようと思うと、そこの室長さんに全部やらないといけなかったんです。これ、すごい大変なことなんですけれども、それが列品室に、こういうのを借りたいと申請いただければ、各担当と意見を調整して、返事をするようになりました。これに類するようなスタイルがどこかでできれば、地方館から質問がしやすいのではないかなと。何を、どこに質問していいか分からない館というのは、物すごく多いと思うんですね。

それができると、学芸員1人であろうが、事務員が1人であろうが、そこで途方に迷わなくとも、うまく日博協に質問するとか、そういう形になればいいと思います。

前、どこかの部会でもお話をしましたが、私、何回もフィラデルフィアに行って、フィラデルフィアミュージアムを見学しました。ここは、教育普及が物すごい充実しているんですよ。見ていて、とても羨ましいんです。羨ましいんですけども、ペンシルバニア州というのは図画工作の先生がいないんです。その代わりに、教育普及の人材を30人、40人置

いて、子供たちを教えようと。

だから、よく絵画の作品の前で座ってどうのこうのとやっていますけれども、各学校に
図画の先生がいるのがいいのか、美術館にそれがあるのがいいのかという究極の選択だと
思います。ないものねだりで、いいところだけ狙うのではなくて、図画工作の先生、専任
の先生がいることのほうがいいのかどうかということも含めて、学校と博物館、家庭とい
うのがうまくつながるようになればいいかなということも、念頭に置いておかなければい
けないと思います。

どうぞ。

【平井委員】 先ほど、委員が24ページの話から、人材バンクの在り方、そもそもが漏
れているから蓋をするような形なのかというお話というのが、先ほどから部会長が繰り返
し行われていた、どこに目線を合わせるかという話だと思っています。やはり、日本の博物
館の7割以上が公立で、そして、中央値でいうと、多分3人なんて学芸員は全くいないよう
な中小規模が物すごく大きなボリュームゾーンになっていると。

要するに業界の底上げとか、登録をより増やして、博物館の望むべき姿をきちんと整え
ていこうというときに、多分一番ボリュームゾーンに目を向けるべきなのかなというのは、
1つ思っています。そういうところに目線を合わせた場合は、この人材バンク事業というの
は、むしろ対症療法ではなく、今後も1つ、ずっとあり続けるような形で、それこそ何か困
ったときがあったら、尋ねられるとか、助力を得られるというようなところとして置くべ
きものなのかなと。

勝手な理解で、議論というか、自分で考えていたので、もしかしたら、そのところでほ
かの委員の方たちとちょっと擦れ違いをした議論をしていたかもしれないと思いました。
ただ、やはり日本の博物館のほとんどが学芸員が1人いるかないかのような状態で、当然
マネジメントやデジタルなんて担えるような者はいない。行政から出向した方が1人いら
っしゃる。

しかも、それも、下手したら、ほかの事業との兼務だったりするような、館長は所管課
の課長であるみたいな館が一般的である場合は、やはり、こうしたものがないと、今後そ
の連携も——当然連携ありきですけれども、県博協とかの連携も当然ありき、かつ、こう
いったものもないと、今、博物館に求められるような社会的役割というのを果たすのは難
しいのではないのかなというのは、率直に感じています。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

片岡さん。

【片岡委員】 学芸員のリスト化、人材バンクというのは具体的にどんな感じになるのかなと、さっきから一生懸命考えているんですけども、特徴的な取組を実施・企画したことがある学芸員というのを決めることが、まずすごく難しいのと。

あと、各館にどういう学芸員がいるのかというリストは、全美が出しているのかな。日博協かな。それに似たものは既にあるのかと思ったり、あとは、こういう各種研修も、日博協もやられていると思いますし、文化庁もやられていると思いますし、そうしたものに取って代わるようなものをイメージされているのか。どう新しくなるのかなというので、やっぱり橋本さんがおっしゃったみたいに、どんな人が事務局を担うのかなというのが、なかなか想像が難しい。

あるいは、日博協みたいなのが事務局になってやっていく、長期的にやっていくことになったら、イメージできるのかなと。その辺はどんなイメージなんですか。

【事務局（高井）】 事務局からです。皆様がおっしゃっているような、平井委員や、橋本委員がおっしゃっていただいたようなところで、確かに地域で、例えばいろいろなことでやっていただいている連携事業、例えば何々県でやっていただいている連携事業みたいなことについては、国としてもイノベティブ事案の事業で、ネットワーク型というものを予算で配付しております、そういったことは応援していると。

ただ、それで足りない部分があるところを、国として、こういった人材バンクを置けないかという発想があります。それで、リスト化の部分についてなんですけれども、どういうふうにリスト化していくというのは結構、確かに今のところ、まだ確たるものは、こういったもので検証、特徴的な取組をやっている方というのを、我々もいろいろ聞いて回って、何人か知っていたりする方もいるんですけども。

そこは、もう少し検討していく部分なのかなと、今、御意見を伺って。そういったところで、この方々がちょっとこれ、第2回にも少しかぶる話なんですけれども、学芸員の中でも認証というのがなかなか進まない。認証の1つの形に、ここの人材バンクのリストアップというの、先ほどどなたかおっしゃっていただいたことで、つなげていける部分もあるのかなということも含めて考えて、どういった方をリスト化していくのか否かは、そのときに今ある研修がありますけれども、プラスアップ研修というものを加えることによって、リスト化された学芸員の方々によりパワーアップをしていただいて、派遣というのが難しければ、人材交流というのが難しければ、例えば講演をしていただくとか、いろいろな形

で、いろいろなところに貢献をいただくといったことを考えたりというのがスキームの1番目。

スキームの2番目は、またプロの方々を派遣していくというようなことを考えているところなんです。いわゆる各地域で、中核館でいろいろ協力いただく、これがすごくいい形なんですけれども。それで、補い切れないというところで、人材バンクということで、事務局がどこを担っていくかというのは、これまた検討が必要なところなんですけれども、よく博物館は分かっているところ。

どこかしら、何かしらというのは、毎回、毎回、どこか委託先をどんどん替えていくというイメージではない。1回、安定的なシステムとして人材がうまく回るようなシステムができないかというところが、今の検討のところ。

【島谷部会長】 人材がよく回るというのが、広報だったりとか、幾つか、あると思います。ただ、人がいなければ回らないので、その講演とか研修に行けない実情がある博物館・美術館の人たちをどう助けるかというのが、さっき平井委員が言ったように、ボリューム感があるところを助けるのか、もっと体力のあるところから助けていくのかというところを、もう少し整理しなければいけないかなというふうには思いますので。

【事務局（高井）】 これも今後の検討事項ではあるんですけども、もちろん来れない学芸員が多いというのは確かにあるので、例えばそれをもっと、今デジタル化が進んでいますので、何かしらのデジタル的な形で、皆さんにいつでも視聴いただけるような形のもので、どんどん活用していくということであったり。

どこをターゲットにしていくかというのは確かに難しく、国の事業ですので、端的に言うと博物館全体を底上げしていきたい、これは思いとしてはあるんですけども。今回、第2回においては、理想と、いわゆる望ましい博物館の基準なんかも改正していきますので、こういった博物館を目指すという姿を示すとともに、それに向けていかに、どちらかというと、体力があるところというよりは、ボリュームゾーンの部分のところ、いかに手当てをしていけるかということ、今はイメージしている。

もちろん、御議論の中でそうではないのであるということがあれば、また、検討していきたい。

【島谷部会長】 設置者の体力というのに尽きると思います。それから、学芸員のスキルアップをすることによって、それに対応するようなものをというのは、平たく言うと、給料を上げてあげるということだと思います。それも、やっぱり設置者の体力の問題にか

かってくると思いますので、スキルアップはとてもいいんですけども、仕事だけ増えて、とてもつらい思いをすることにならないようにしなければいけないと思います。

井上委員から手が挙がっておりますので、井上委員、お願いをいたします。

【井上委員】 お願いいたします。これまでの議論していただいている人材バンク等、非常にアイデアとして面白いと思いますし、実現しようと思えば何かしらの形では可能なのかなと思うんですが、大学の学芸員養成課程の現場で教えている人間として申し上げますと、専門人材になるまでのトレーニング、実務経験、きちっと雇用した上で、そういう人材を育てていく場というのが、今現在、日本でどれぐらいあるのかというところなんです。

そもそもバンクにできるぐらい人が育っているのか。そこに登録できるような人材というのは、イメージとしては、恐らく30代半ば以降、少なくとも現場経験10年以上は積んでいるというイメージが前提であると思うんです。それだけのトレーニングをきちんと積んで、専門家であると、専門的なスキルを持っているというふうに名のれる学芸員、あるいは学芸員資格を持った人間が、今現在、日本でどれぐらいきちっとそれを発揮できる場が与えられているのか。

つまり、大学を出てから十何年、スキルを積めるような環境というのが、今そもそも非常に限られている。そういったところを無視してというんでしょうか、きちっと考えた上でそういったシステムをつくるということをしていかないと、続かなくなると思います。

少なくとも今、来年卒業する学生がいきなりそのバンクに登録するということではできないわけですから、やっぱり最初のトレーニングが必要であると。そういった場をきちっと確保していき、また、そういった人たちが食いつぶれられないような雇用制度、雇用保障をきちっとしていくという議論もしていかないと、恐らく絵に描いた餅で終わってしまうのではないかなというふうに思いました。

以上です。

【島谷部会長】 現場に即した、本当に正しい御意見を頂戴して、ありがとうございます。そのとおりでと思うんです。さっき、三角形で学術、それから大学、現場という三角形の図がありましたけれども、あれを見る限りにおいて、大学は専門人材を出すというか、ニュートラルな状態の学芸員資格を持った人間をつくるのが大学であるという前提だと思うんですよね。

それで、その中で絵画が専門、書跡が専門、彫刻が専門というのは、それ以降のことで、

その専門性を大学で担保しろと言ったら、何年も何年もかかって、とても無理だと思います。大学が出せるのは、今の9科目19単位という範囲の学芸員資格を持っている人しか出せないというのが正しくて、そこから先は博物館なり、美術館なり、地域が一体となって育てるフォーマットをつくっていかねば育たなくて、日々同じ業務の繰り返しで終わってしまうということになるんだろうと思います。

そうありがちなんですけれども、そこからどういうふうを目指していくかというのが、この論議することだろうと思いますので、この学芸員については、2回目以降にもう少し突っ込んだ話をするということになっています。次の案件がありますので、ここでどうしても発言をされたいということがあればあれですけれども、なければ、次に移ってよろしいでしょうか。

では、半田さん。

【半田部会長代理】 日博協がもうちょっときっちり役割を果たせると、日本の博物館はもうちょっとよくなるのかなとかいうことも感じながらお話を聞いていました。

今までのお話の中で、片岡さんと橋本さんが言われた、まず日本の博物館。役割が多様化して、その機能も高度化している中で、どういう組織の博物館をイメージしていく必要があるのか、それぞれの博物館が持つべき機能と、必要な人材というものがどうあるべきなのかということは、この部会として方向性を定める必要があるのではないかと思います。

その上で、島谷さんも再々おっしゃっていますけれども、結局、博物館を設置している主体の体力によって、その運営が左右されてきてしまうので、平井さんのおっしゃったような1人学芸員、1人館長、1人管理者みたいなところが中央値になってしまうという日本の博物館の実態の中で、それをどういうふうに育てていけばいいのかというのは、やっぱり設置者の覚悟と、その覚悟を支援する政策がどういうふうにリンクしていくのかということにかかっています。

高知がモデルケースになっていますけれども、高知城の博物館が、島谷さんもおっしゃったように、山内家の資料館から始まって、今の形になるためには様々な試行錯誤があった。そのプロセスを経て今の高知県立高知城歴史博物館の設置条例の中に、うちは県の中核館になって、地域の体力のない博物館を支援して育てていきましょうよということを、自分たちがやるんだという覚悟が示されたわけですよ。

だからできているわけで、決まらないスキームというか、システムの中では、気持ちがあっても動かないわけだから、それは佐久間さんの西日本のネットワークがうまく互助体

制を組んでいるけれども、市域、行政区域をなかなか超えていけないというストレスがあるというところと共通していると思います。

まず、そういったところの大筋を決めて、このプラン1、スキーム1というのが、何となく今の文章の中には、博物館の調査研究とか、資料管理とか、基本的機能が入ってないのがちょっと物足りないなということがあるんだけど、スキーム1は、そこをしっかりとやる人材を育てていくということだと思います。

あと、鬼木さんがおっしゃった、これ、個人のスキルアップにもつながるんじゃないですかといった部分というのは、人材バンクを全体で共有して、助け合いの力にしていくのか、個人のスキルアップのメルクマールというか、やる気、モチベーションを出していくのかという、2通りの方向があると思うんです。

個人のモチベーションからいうと、資格を持っていても、一般事務職員としてしか任用されていないとか、専門職化できてないとかいう博物館組織のインフラの問題がすごく大きいので、一概には1つの解決策ですねとって突き進めない、多様な課題があるところから、どう議論を深めていくかという交通整理が必要かなと思いました。

【島谷部会長】 ありがとうございます。大変うまく整理をしていただいて。

錦織さん。

【錦織委員】 すみません。半田さんの後だと、もう言うことがなくなってしまったんですが、私は動物園とか水族館の現場にいる人間なので、ともすると議論から少し端っこというか、前のほうに向いてしまうんですが、逆に言うと、そういう見方もあるというところでお話をさせていただければと思います。

この中でいうと、事業スキーム2の専門人材の派遣というのは、もともと、例えばそういう場についてはないので、非常に魅力的に感じるというふうに思います。この点についてのポイントになるのは、やはり、先ほど橋本委員がお話いただいたように、具体的にマッチングをどういうふうに考えるかとか、コーディネートする人にかかっているので、自分のところは、こういう人材で、こういうのをやりたいので、こうですと組み立てられて、誰かというのを選べるという現場はあまりないんだと思います。

そういうところは、もうやっているかもしれないし、それだけの体力があるところだと思うので。そうでないところは、つまりは、まさにコーディネーターの役割というのは物すごく重要になってくるかなと思います。

その上で、ちょっと心配事というか、これを書いている専門人材、具体的に

は放送作家とかライターの方なんですが、こういう場に来ていただける人は、売れっ子じゃない。つまり、仕事がたくさん、大忙しな人は、そういうところをやる必要はないし、関わる意味はボランティア精神とか、何かを助けようという尊い気持ちを持っている人でないと、登録する人としてインセンティブが働きにくいんじゃないかなというふうな気もしたりします。

全然売れなくて、仕事のないライターさんが来てくれて、どういう仕事をしてくれるのかとかいうのを、分からないんですけれども、ちょっと心配な感じもしてしまったりとか。

【橋本委員】 私、登録しますが。むしろ受託側なので。

【錦織委員】 売れっ子。すみません、冗談ではなくて、本当にそういうふうな場をつくるのでしたら、ここに登録していただく専門人材の人にとっても魅力的なものというのを、何か出す必要はあると。それは、お金ではない部分での魅力というのは何なのか。それは博物館だとかをよくするために、こういう貢献できると。その人たちについても、ここに登録してもらうためのインセンティブを与えていくということができないと、書いてもらうんだけど、でも人材はどうなのというところになってしまうかなと思いました。

ありがとうございます。

【片岡委員】 長くなってごめんなさい。それについて、さっきは、ここは博物館の人員について議論する場なので、ちょっと違うかもしれませんが、この人材バンク的なことが成立するなと思ったのは、むしろ地方の芸術祭のチームみたいなのは、非常に短期で、最後、追い込みのときに3か月ぐらい人が必要になって、また別の場所で3か月ぐらい必要というときに、即座に人を集めなければいけないというのがなかなか難しく、それは人材バンク化したほうがいいなというふうに思ったことがあるんです。

なので、似ている業務もあったりして、そういうところまで視野を広げて人材バンクを考えられると、もしかしたら可能性は広がるかもなと思ったんですが。

むしろ、この専門人材については、育成するところからも始めなければいけないのかなという気もするので、先ほどどなたかおっしゃったように、それぞれの専門人材は、国内を見渡しても非常に限られた数しかいないので、育成をしながら、そこに優秀な人がいたら、登録してもらって、派遣していくとかという、もう少し大きなサイクルになるかもなと、ちょっと思いました。

【橋本委員】 ちょっとだけいいですか。

【島谷部会長】 どうぞ。

【橋本委員】 私も、むしろ受託側にもいるほうなんですけれども、今、片岡委員がおっしゃったように、正規の雇用には就いていないけれども、美術の現場で非常にたくさん
の経験を——これは博物館、動物園とか水族館も含めた世界なので、ちょっとそちらの側
がどうなっているのか分かりませんが、これは美術の話でしますけれども、現場をたくさ
ん踏んでいる女性の方というのは、結構いらっしゃるんです。

フリーランスになっていたり、産休で現場を離れたり、様々な形で、正規の職員ではな
いけれども、非常にスキルを持ち、学位も、修士から博士まで持っている方も大勢いて、
かつ、職に就いていないという方たちが大勢いる。あるいは、ポスドクとして、専門人材
に今なっているわけではないけれども、非常にポテンシャルのある方たちというのが、浮
動している人たちがいる。

その方たちを集めてということは、私も自分の仕事のスキームのほうで考えたこともあ
るので、おっしゃるように、そういった方たち、つまりフルタイムでは働けないけれども、
スポット的に仕事ができるとか、人材バンクの中で働く、活躍できる余地のある方とい
うのはかなり実はいると思っています。

その方たちの再教育であるとか、資質を向上させるトレーニングも含めた安定的な運用
ができる事務局システムみたいなものがつくれば、非常に活用されていくのではないか
というふうには思っています。

【島谷部会長】 理想ですね。

【平井委員】 すみません、閉めようとしているところ、恐縮なんですけれども。そう
いう意味だと、私も大学の研究者というか、そういうところは生かし切れていないところ
がすごくあるなというのは、常々思っています。大学教員というのは研究者ですし、基本
的には民間の事業者ではないので、お給料というか、言い方は悪いですけども、安く使
えるというか。有識者として呼んでいただくことはあるんですけども、もっと現場に降
りたところで、しっかりと業務をある種一緒にやるようなところに呼ばれることがほとん
どないと。

ただ、実際、私も経営学者なので、事業計画書とか一緒にやるレベルまで下がって一緒
にやってみると、やっぱり全然、こういう能力が必要なのかなと思う部分もありますし。
今後は多分、デジタルアーカイブとかだと、情報学の研究者とか、そういった人たちがも
っと必要になってくると思うので、もっと大学教員の研究者、博学連携と言われながらも、
研究者の使い方がまだまだ十分ではないなと思う部分と。

あと、佐久間委員がかなり最初のほうに言っていた、専門人材というだけではなくて、博物館を支援する団体というか、ある意味、マル3なのか、もしかしたら2の中に含まれるのか分かりませんが、博物館をそういう意味で一緒に何かをやっていけるような人たちというの、アクセス。もし、せっかくバンクをつくるのであれば、そこに入ってくると、よりサポートの体制が整うのかなというふうに感じました。

【島谷部会長】 バンクについて、非常に盛り上がってはいるんですけども、それをコーディネートする人が物すごく大変だと思うんです。これを育てて使えるようにするというのがまず大変だし、それをコーディネートする人がいなかったら、絵に描いた餅で終わってしまうので。

だから、博物館の仕事というのは、1足す1が2にならないことが物すごく多いんですよ。1足す1が5になることもあれば、そういうこともまれにあるんですけども、やっぱり博物館向きの人と、大学向きの人と、いわゆる民間向きの人と、それぞれいますので、それをコーディネートできるというのはこれから課題だと思います。 **【廣安委員】** すみません、お話を閉めようとしていたところに滑り込むようで、すみませんが。ほかの委員の皆さんがおっしゃっていたこととも重なる補足なんですけれども、ちょっとだけ。私も、特にこの2の人材バンクのシステムに関しては、どれぐらいの期間というか、どれぐらい息が長くて継続的な制度になるかどうかというのは、すごく大事なのではないかなというふうに、今日、お話を伺って思っています。

私たち自身も、例えば個々の博物館さんから引き合いを受けて、講演会とか講習会、ファンデレイジングに関する講習会的なものを行ったりとか、クラファンにとどまらずに、長期的なファンデレイジングのアドバイザーの業務を担ったりということも、それこそ人材バンク的な感じであるんですけども。特に、そういう経営基盤の整理とかいうのは、やっぱり小手先でちょっとした知識を授ければどうにかなるというものではないなというのは、当然ながら日々実感しております。

やっぱり根本的に博物館さんの中の人材配置だったりとか、教育だったりとかに関わってくる部分もある。なので、取りあえず1回派遣されて、専門技能を発揮して、風のように去っていくとかいうのはなかなか難しい。博物館の内部にかなり入り込んで、長期的な関係を築いていかないと意味がないなという分野もあるなど。

それは、人材バンクにもいろいろな人材の形とか、技能の形があると思うので、それぞれだとは思いますが、経営基盤の関係だと、特にやっぱり長期的な視野というの

は大事です。先ほどから、コーディネーターの存在、大事ですよという話が上がって
いますけれども、コーディネーターさんなんかも、まさに長期的な関係の中で博物館にとっ
て、今何が必要なのかというのを見極められる人たちということになるのかなというふう
に思っているのです、やっぱりそういう長い視野での関係性を考えられることが前提になっ
た制度になるというのが必要なのかなと思いました。補足でした。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。クラウドファンディングにつきまして、
もっともっと聞きたいところはあるんですけども、また教えてください。よろしくお願
いいたします。

【廣安委員】 はい、ありがとうございます。

【島谷部会長】 学芸員制度の在り方というのは、みんな物すごく真剣に考えているの
でいろいろな意見が錯綜して、随分長くなってしまいました。あと、限られた時間で、次に
移りたいと思います。

先ほど事務局の説明にもありましたとおり、本日の議題の2つ目となる登録制度の広報・
プロモーションについて、議論をしたいと思います。法改正において新しくなりました博
物館登録制度そのものの認知度向上のための施策としての広報・プロモーションを、どの
ように行っていくのが効果的か、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

それでは、まず事務局より資料5について説明を受けた後、皆様から御意見をいただきま
す。

では、これは栗津さん、お願いいたします。

【事務局（栗津）】 事務局の栗津です。資料5につきまして、31ページからになります。
こちら、博物館法施行のフォローアップということで、登録制度の広報・プロモーション
の議論をいただきたいと思っております。

32ページ目も、御案内でおさらいになりますが、来年度の法改正で、全ての博物館が、
その設置者にかかわらず、望ましい博物館像に向けて運営を改善すると。変わったところ
で大きな2点が、学校法人、株式会社、社会福祉法人等、対象外だったものが、右の新制度
では、国・独法以外の全て対象になるということ。

それから、その審査においても、活動の質とかいう点、外形的な基準に基づいて審査し
ていたところが、右に行きますと、活動内容の質について実質的に審査することになって
いうところ。登録としても、それを踏まえた形の改正があったということでございます。

33ページに行っていただきますと、まず登録の意義というのは何だったかと申しますと、登録とか指定を受けたということは、都道府県による審査をクリアしたということですので、これは活動の充実度や公益性というのが公的に担保を受けたということになりますので、これで登録すれば、各博物館の信用とか認知度向上につながるといった形で、もともと意義づけられたものであると。これは、附帯決議にも、例えば1条、6条等々でも言われているところがございます。

ちょっと、実情を申しますと、34ページに登録博物館・指定施設数とあります。これは、令和3年度の社会教育調査なので、法改正前の状況ということになりますが、登録博物館、約900館、指定施設、約400館に対し、法律外と書いています、類似施設みたいな言い方がありますが、4,500館がこのようなことになっております。登録博物館をどんどん増やしていきたいというところがあります。

35ページ目に、登録博物館になるメリットということで、法制度・税制上・予算上の優遇措置が既にあるので、こういったことをアピールしていきたいと。詳しくは通し番号41ページに参考としてありますが、まずはこのページでいきますと、美術品国家補償で、海外から美術品を借りるときに、高額の保険料が要するところが、50億以上から1,000億までの間は国が負担するので大丈夫ですよとか、あと、登録美術品であれば、この寄託契約を結べば、税制優遇を受けて、物納順位が上がるようなこととか。

あと、特定美術品制度、それから希少野生動物の譲渡し規制も緩和を受けることができるといったことがあります。税制上の措置においては、昨年、令和5年度の税制改正で、会社立の登録博物館においても事業所税が非課税になるような税制改正も行いました。

あと、予算上の措置としては、Innovate MUSEUM事業ですが、これは申請主体、基本的に登録博物館・指定施設を原則として、それ以外の施設においても、できるだけ早い時期に登録・指定を受けるということを条件にして、採択していると。

以上の、そういったメリットが既にあるというところでもあります。

現状、次のページに行ってくださいまして、改正法は経過措置5年なんですけど、この5年間の間に、今登録されている博物館も再登録が必要ですし、既に民間の博物館で、まさに普通の博物館なんかはどんどん登録博物館になっていただきたいということで、我々、働きかけを行ってございまして、博物館法改正通知を発出したり、全国博物館長会議であるとか、いろいろなところで御説明したり。あと、博物館総合サイトとか、都道府県向け登録に関する有識者リストとか、日博協さんと委託して進めているというところがございます。

今回、今後の働きかけの方策について、中心的に御議論いただきたいと思っています。まず、ロゴマークの活用ということで、登録博物館や指定施設のためのロゴマークというものを策定いたしまして、これを広報強化につなげたいと。このロゴマークによって、例えば国民の方、海外の方なんかも、これがあれば、公的に認められた博物館だなというふうに、対外発信が容易になるというふうに期待しております。

参考にしたのは、フランスにおけるmusée de Franceのこういうマーク、これもフランスではよく使われているということで、参考になりますが、38ページに詳細について書いているところです。

ここでの論点ですが、まずロゴマーク、まだ公表はしていないところなんですけれども、決定はしております。

【佐久間委員】 決定はしているの。

【事務局（栗津）】 すみません、ちょっと今、こういうふうに。

【事務局（高井）】 あくまで、まだこういったものにしようと考えているということですので、もし御異論等ありましたら。

【事務局（栗津）】 議論の対象ということで、最終決定ではございません、失礼いたしました。

ロゴマークなんですけれども、まず発行に当たって、使用者、登録博物館・指定施設に渡すとするのか、さらには、さらに条件を絞って、例えば入館無料で実施しているだとか、社会貢献活動に注力しているとか、本当に極めてすばらしい博物館、登録博物館・指定施設だけにするのかという観点で、まず議論できると思われま。

あと、今度は、それをどう活用するかというところで、付加価値のつけ方。それぞれのマップの作成。これ、フランスではマップの作成というのをやっていたり。あと、プレートの掲示をこのロゴマークを使ってやるとか、あと予算優先配分なんかにも使えるのではないかというようなことで、その点についても御議論いただければというふうに思っております。

フランスの例を見まして、39ページ、2としてキャンペーンの実施ということで、博物館無料開放デーといったものをしてはどうかと。これ、5月18日の国際博物館の日、参考にも書いていますとおり、日博協さんでも既にいろいろやられているようなこともありますが、これも、国とさらに連携してやっていくというようなことが考えられるのではないかと。要は国から自治体、博物館に対して協力を求めていくような機運を、日本全体として醸成

していくようにしてはどうかということを考えております。

あと、その他、考えられる方策で、ファンドの創設と言っていますが、設置者であるとか、あと民間企業で出資を募って、その出資の運用益を博物館振興団体とか、もしくは登録博物館、さらに公益性の高い博物館に予算配分するような仕組みの導入というのはできないかなと思っております。

令和5年度では、社会貢献型ファンドで、その運用益を博物館振興団体の運営資金にするような、こういう仕組みが導入可能かといった点について、調査研究の予定をしております。

以上になります。御意見いただければ幸いです。

【島谷部会長】 ありがとうございます。私は、これ、いま一つよく分からないんですけれども。登録博物館になったうちの優秀なものだけにあげるか、登録博物館になった人にあげるかということなんですけれども、そのマークをもらったメリットは何になりますか。登録博物館に限定した場合に、例えば佐久間さんのところとか、うちなんて入らないわけです。今の段階ではというか、登録に入るようになっていないわけですよね。

【佐久間委員】 うちはなりました。

【島谷部会長】 ああ、そうですか。

【佐久間委員】 ちょうどこの前の法改正で登録になれるように条件的にはなったんです。

【島谷部会長】 失礼しました。

【佐久間委員】 いえ、まだ正式に登録間にはまだなれていませんが。

【事務局（中尾）】 すみません、補足ですけれども、ロゴマークの使用は登録博物館と指定施設、合わせて考えております。

【島谷部会長】 ああ、そうなんですね。とにかく、そのマークをもらうことの意味がよく分かりません。東京オリンピックのときに協賛してくれた人は、このマークが使えるというので、どれぐらい認知が進むかというのが、ちょっと私は疑問に思っているところではありますので、ほかの委員からの御意見も聞きたいなと思います。

どうぞ。

【佐々木委員】 下の議論で、このロゴマークみたいな話が出たんですが、いきさつを共有させていただきたいと思います。最初、登録制度を変えるときに、登録博物館と、相当施設の差をなくして、一定の基礎的な基準を超えたら、それは公益性、公共性のある施

設だというようにしていきましょうと。分かりやすいものにして、みんなでクリアして、仲間になってやっていきましょうという議論がありました。

また、登録という言葉も非常に分かりにくくて、一般の人もぴんと来ないので、認定とか、認証というふうにしたほうがいいのではないかという議論もありました。それは、そうならず、登録と指定というふうに残ったんですけれども、精神としては、それらを含めて、フランスのように、日本のミュージアムだというところで、同じマークをしょって行って、リストに載せたりと。

また、このmusée de Franceの紹介が38ページにあって、どんな受け止められ方をされているかコラム的に載っていて、まさにこういうところを議論していたなと思ったんですけれども、これがついていると、一定のクオリティーがある施設として、利用者は認識していると。何というか、「なんちゃってミュージアム」とか、「自称博物館」ではないものとして認められているということです。

島谷部会長がおっしゃったように、館、施設として積極的に付けたくなるかはちょっと置いておいても、やはり一定の水準にあって、それはみんな仲間だし、一緒にやっていくんだというところで、こういうものが必要なんじゃないかという議論になりました。いきなりロゴマークという唐突な感じで、そんなの要るのかという印象もありますが、登録制度を変えた出口としては、一般の国民の皆さんに向けたアピールとしては、やっぱりあったほうがいいんじゃないかというふうな議論がされていということをお紹介します。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございます。この限られた時間で登録制度の広報・プロモーションについて意見を欲しいということなので、どうプロモーションしていくか、どう広報していくかというところで、意見を集約して頂戴できればと思います。

【片岡委員】 すみません、このキャンペーンというのは、既存の美術館・博物館に登録、もう一度やり直すのも含めて、ちゃんとやってくださいねということプロモーションするか、国民に向けて、制度が変わったことをプロモーションするのか、どの辺がポイントなんですか。

【事務局（中尾）】 プロモーションの考え方としましては、登録制度が新しくなったということを周知するということが1つあるんですが、この議論の中で、まずロゴマークに絡んでくるんですけれども、そもそも日本の博物館といったときに、どうしても一般の方がイメージされるのが歴史博物館なんです。美術館も博物館なんですかという話が出たりと

か、あとは、もっと言うと、動物園とか水族館というのは博物館なんですかという話も出てきました。

そうした中で、先ほどロゴマークをお見せしましたけれども、いわゆるジャパンミュージアムとして、博物館の仲間がこれだけあるんだと、日本にはこんな多種多様な博物館が各地にあるんだよということを、しっかりプロモーションしていきましょうという文脈の中で出てきたところでございます。

ですので、一般国民に向けて、いわゆるさっき佐々木委員のほうからもありましたけれども、一定の資質を持った博物館をまず見せていく。博物館の仲間というのが、歴史博物館だけではなくて、美術館も、科学館も、動物園も、水族館も、みんな博物館なんですよということで、博物館全体を盛り上げていくプロモーションのツールになるかなというところで、発案されたところでございます。

【島谷部会長】 つまり、両方大切だということですね。

【事務局（中尾）】 そういうことになります。プロモーション、様々、階層はあると思うんですけども、やっぱり博物館というものを登録して、ある程度の水準を持った博物館を示していくという部分の認知も必要になってきますので、その辺りに関しては、博物館総合サイトという部分でお示しはしているところでもあります。

36ページに資料がありますけれども、こういったところで登録博物館と指定施設、そういう制度も含めて、分かりやすく示していくということになっております。また、今度は、対外的に、博物館を利用される方が、例えばこういったロゴマークを見ていただくことで、ああ、ここも博物館なんだ、ここも、いわゆるジャパンミュージアムと呼んでいますけれども、日本の博物館の1つなんだなというふうに見ていただく、そういったことを広げたいなというところはございます。

【佐久間委員】 いいですか。さっき佐々木さんが博物館法改正のときの議論を紹介していただきましたけれども、やはり登録制度というのが、学芸員を置いているというような一定の質を担保している博物館だということはきちんと打ち出していったらいいと思いますので、これはミニマムスタンダードではあっても、ちゃんとスタンダードとして設定して、登録という過程を踏んでいるものですから、ロゴ使用はこの段階でいいんじゃないかと思いますよね。

実際、法改正の前段の議論になりますけれども、そこからさらにハイヤースタンダード、もっとより高い基準を目指して、みんな博物館が成長し続けることが大事だよねという言

い方をして、二つ星、三つ星みたいなランクがあってもいいんじゃないかみたいな話も、実際議論としてあったことはあったんです。

ただ、それは応用問題になってしまいますので、まずは、このロゴマークを全体で使用して、みんな一緒に博物館として頑張っていきましょうというボーイスカウトのバッチではないですけども、そういうふうにしていくということはすごく大事だと思います。その後で、例えばプラチナ認証がどうなのか、ゴールド認証がどうなのかというのは、そこから定着した後の問題かなという気がしますね。

そのほかのプロモーションを出していただきました、キャンペーンの実施であるとか、それからファンド。ファンドなんていうのは、確かにこれ、登録を促していくためにも非常に魅力的なものにはなっていくんだろうと思います。この間の国立科学博物館さんの例なんかは、博物館というのが国民にこれだけ注目をされ得る存在なんだと。

でも、これは科博単独でやっていただく話ではなくて、オール・ミュージアムでやっていくべき話なんだろうみたいな話は、ここかしこで議論も出ておりますので、今日はちょっとその議論の時間はとてもないと思いますけれども、ぜひこの場で深めて、大きなうねりにしていければなとは思っております。

キャンペーンの部分というのは、今までいろいろなキャンペーンがあって、うまくいっている部分も、うまくいっていない部分も。例えば、関西では、関西文化の日みたいな無料開放キャンペーンなんかもありますけれども、ちょっとその辺りをいろいろと検証して、検討していけばいいなとは思っております。

【島谷部会長】 ありがとうございました。

鬼木さん。

【鬼木委員】 このプロモーションの目的が、登録館、あるいは指定館を増やしていくというところにあるんだとすれば、ロゴマークの使用、プラスアルファの何かメリットがあるといいかなと思います。1つ、アイデアですけども、このロゴマーク自体は、登録・指定の博物館がそのまま使えるということでもいいのかなと思うんですが、例えば毎年、登録・指定の博物館の中からアワードみたいなものを出して、登録・指定の博物館になれば、そのアワードをもらえるチャンスがあるというようなことになれば、その登録・指定を目指すところが増えるのかなというふうにも、ちょっと思いました。

特に、その設置者に対して博物館がアピールしていくときに、ロゴマークがもらえるということに併せて、そういったアワードをもらうチャンスも増えるということがあれば、

メリットとして設置者に訴えるツールも増えるのかなというふうに思ったので、1つのアイデアとして。

【島谷部会長】 ありがとうございます。これ、説明いただいたときに、ファンドを運用して益が出るのかどうかというのを、私は物すごく疑問に思っているんですが。寄附でもらうんだったら、そのお金がそのまま使えるんですけども、頂いたものをお返しするというのを考えた場合に、大丈夫かなというのが。

どうぞ。

【事務局（高井）】 すみません、いわゆる経営基盤強化、ファンドの話は、ここはちょっと頭出しをさせていただいて、こういったことをメリットとしてつける案もあるよという形で、つけさせていただいてはいるんですけども。イメージしているのは、例えば被災地とかでこういうファンドをつくって、それで基金を出して、配当が出てということは、実際に運用上そういうものが既に存在していて。

【島谷部会長】 どこの分野ですか。

【事務局（高井）】 被災地です。

【島谷部会長】 ああ、被災地。

【事務局（高井）】 もちろん、全然分野が違うんですけども、そういったところで、企業や個人の方々からお金をお預かりして、その中から配当金利益を使っていく、こういうスキームはもう既に存在しています。

例えばというものなので、そういったものを含めて、完全に基金化というのは、完全に寄附を頂くというスキームももちろんあり得るので、そういったことも踏まえて、そういったものを資金源として使っていく手段はないかというのを、今後、検証、研究はしていこうと思っています。

おっしゃるとおり、じゃあ、本当に集まって配当が出るのか。これは、つくるときに、パートナーシップを組む。これは専門家がいないとできませんから、方々とも検証していかなければならない話かなと。

【島谷部会長】 金額が国際交流基金みたいに1,000億、2,000億の単位であれば、そういうこともあり得るんでしょうけれども、額が小さかったら、ファンドも何もないような感じになってしまいますので、その辺も慎重に考えながらやらなければいけないと思います。

【事務局（中尾）】 すみません、補足です。一応、調査研究でそういった部分の運用、

実際出てくるのかとか、それをうまく流せる仕組みをつくれるのかというのは、またやっ
ていこうと考えております。

さっき震災の話がありましたけれども、例えば震災で10万円寄附すれば、それは10万円
寄附した形になるんですけれども、震災の場合のファンド運用の場合は、10万円をいわゆ
る投資信託するわけです。その運用益を寄附するという形なので、寄附者というか、その
投資信託をした人は、10万円を失うことなく、ただ、その配当金が自分に還元することな
く、それは寄附に回っていくということで、割と資金が集まったということも伺っており
ます。

ちょっと大きく、これまでの寄附のスキームとは違う形の、言ったら収益源というのを
模索していけないかということの頭出しでございます。

【島谷部会長】 分かりました。それから、もう一つ、教えてください。ロゴマークはど
うして、もう決定しているんですか。

【事務局（高井）】 決定というよりは、ロゴマーク自体はこういうものを考えましたと
いうことを今回お示しして、まだこれから発表の時期と、決定というのは……。今回、も
し御支持をいただけるのであれば、この部会においては御支持をいただいたということに
なるかもしれず、その後に発表をどこかの段階でさせていただくということで、先ほどの
は言葉のあやでございます。

【島谷部会長】 決定ではないということ。

【事務局（高井）】 決定ではございません。

【事務局（栗津）】 申し訳ありません。

【島谷部会長】 今後、改善していく余地というのはあるんですか。

【事務局（高井）】 もちろん、御意見をいただければ、多少の改善は。でも、完全に駄
目だと言われてしまうと、また一からデザイナーに確認することにはなると思うんですけ
れども。

【島谷部会長】 この委員会で認可してもらいたいというんだったら、各委員が、これ
以前の段階でどの程度知っていたのでしょうか。

【事務局（高井）】 一度持ち帰らせていただいて、第2回のところで、もう一度かけさ
せていただいて、その段階で皆様の御意見を伺えればと。

【島谷部会長】 ぱっと見た瞬間に、じっと見ればMをイメージしているんだなというの
は分かるんですが、すぐには分からない。

【事務局（高井）】 そうですね。

【島谷部会長】 マークについては。

【事務局（高井）】 再度、かけさせていただきます。

【島谷部会長】 よろしくお願ひします。

どうぞ。

【平井委員】 中尾さんの説明にもあったように、確かに一般の方にとっては、登録して類似の区分なんてありませんし、ミュージアムというのは名称独占ではないので、名のろうと思えばどこだって名のれてしまうというところで、一般の方から見たときに、そのミュージアムの内実というものが、外から外形標準的に全く分からないというのは非常にあると思います。

そういう意味で、1つ、ロゴというものがある、なしで、公益性を伴って、調査研究とかもしっかりしたミュージアムであるということが、ある意味スタンプとして押されているような形にあるというのは、悪いことではないなというのは感じています。

鬼木委員の言ったようなアイデアは、またその走った後の話で、1つ、検討の余地があるものだと思うんですけども、ロゴの段階に関しては、私も佐久間委員と同じように、登録なら、登録で上げてしまわないと、そこにさらに、これをやっている、あれをやっていないというものを誰が判断するのか。それこそ展覧会の質で判断するなんていったときに、誰がその質を判断するのかということもあると思います。

なので、やはり、登録を広げていきたいというところもあるわけですから、基本的には登録、あと、もちろん指定。登録と指定に関しては、ロゴがあるならば、ロゴを上げると。それをきちっと使っていただくと。

あと、私もその統計調査とかするとき大変困るんですけども、総合調査とか、いろいろなものがありますけれども、基本的にローデータというのは出ないんですよね。館数は出ても、館名が出ないので、私も統計的にもっと調査をしたいなというときに、どうしてもそこが分からない。なので、登録博物館、ロゴが出たところは全部館名が分かるとか、今後はそういうふうにビッグデータにもひもづけて、きちんと日本の博物館の姿を描いていけるような形にしてもらえると、この分野の研究とかにも、より寄与するような形になるのかなと思います。

【島谷部会長】 文化庁さんがホームページの一番最初に出すぐらいの気合いで広報していただきたいです。1回記者発表しました、記者クラブにまきまただけではなくて、絶

えず目に触れるようなのが1年間ぐらい続くぐらい広報しないと、何のことか分からないような感じがします。やるなら覚悟を決めて、そこまでやるべきだなと思います。

橋本委員。

【橋本委員】 今のに付け加えるとすれば、科博の問題もあって、国立科学博物館、そうか、あれもミュージアムかみたいなことが、若干、皆さんの頭に今ある時期でもあると思うんです。文化庁の中尾さんが今最初に、多種多様なミュージアムがあるのだということも、その伝えたいことの中に含まれているとおっしゃいました。

美術館も、博物館も、水族館、動物園も含めたミュージアムの価値の公益性みたいなものを、一般国民に対して、啓発、周知していくような、大きいコミュニケーションのロゴであり、ビジュアルアイデンティティでありというものをつくるという枠を決めた上で、どうみたいな、順番としては、多分そういうことだと思えます。

【佐々木委員】 そうなんですよ。

【橋本委員】 いきなり登録博物館のロゴということではなくて、何を大きく伝えたいのかということがまずあって、それからの様々なビジュアルコミュニケーションのツールの1つとして、ロゴが出てくるんだと思えます。なので、伝えたいことがまずあって、それからロゴという順番を間違えないのと、大きくは何を伝えたいのか。

これから、まさにやっていかなければいけないのは、登録博物館制度ももちろんですが、それを含み込んだ、何で国民が税金で博物館・美術館を負担しなければいけないんですか、そこにどんな意味があるのですかということをやちゃんと説明していかなければいけない。そこにロゴなり、デザインの力というのは当然利いてくると思いますので、その中の手段の1つとしてロゴ、それからもっと全体のビジュアル・アイデンティフィケーションというものをちゃんと考えるのが文化庁。

文化の総元締でいらっしゃる文化庁には、ぜひその辺を考えていただきたいなというところがございます。

【片岡委員】 多分、なのでキャンペーンとして、どういうことをやっていくのかというのがもう少し具体的にあって、それと並走してロゴが出てくるのだと思います。多分、一般の国民に、例えば博物館と美術館の線引きは何かとか、そもそも論のお話をしてあげたりするのは面白いと思うので、そういう機会をマスメディアなりを使ってやったりすることと併せて考えられるといいのかなと思えますけれども。

あと、先ほどのデザインについては、丸くて、赤くてというロゴは、多分、日本博とか、

文化庁絡みの様々な日本押しのロゴに多用されているような気がするので、本当に赤い必要があるのかとか。その辺り、多分キャンペーンでどう押していくのかということと並行して、ちょっと議論して進めたほうがいいのかと思いました。

【事務局（中尾）】　ちょっと補足させてください。デザイナーとこういった案をつくっていく際に、今申し上げたようなロゴの目的、またプロモーション目的ということは御説明申し上げた上でつくっていただいております。決して考えなしにつくっているわけでは、当然ながらなくて、そういった部分は非常に練られてつくった結果としてのものです。

ちょっと突然出てきたので、驚かせてしまった形があるかと思うんですけども、いただいた御意見等も踏まえながら、もう少し検討はしたいと思いますが、つくる過程の中には、当然ながら、私が申し上げたようなプロモーションの目的でありますとか、このロゴを使った成果であるとか、そういうことは念頭に置いた上でつくっていただいたということだけ補足しておきます。

【錦織委員】　時間がないんですね。

【島谷部会長】　時間になっています。

【錦織委員】　分かりました。最後、申し訳ないですけども。ロゴとかマークについては、私はあったほうが良いと思いますし、プロモーション中の一貫性もすごく必要だと思いますし、効果的だと思います。

具体的に展開するときに、じゃあ、このマークだけをどこで見られる機会が多いかなと今考えたんですけども、多くの方は恐らくNaviとかアプリで、何かやったときにマークだけ出るというのがあるかもしれない。私は、水族館にいますけれども、水族館はどういうわけか、そういうアプリとか調べると、全部イルカのマークになるんです。イルカがいなくて、ところどころイルカになってしまうんですけども、そういうふうになっている。

多様な館種があって、博物館というのはこういうマークなんですよというのを多くの方が見るんだったら、そういう機会にどんどん積極的にアピールして、ぱっと見れば、じゃあ、博物館を検索すると、地図にぱっと赤いのがある。ああ、こんなにあるんだと。その中から自分の好きなところをまた探すとか。

個々の方について、マークはそういった存在かもしれない。当然、頭の中に展開すればいいのかなと思いました。

最後の言葉としてよくないかもしれませんが、終わります。ありがとうございます。

【島谷部会長】　いや、とても適切な言葉だったと思います。

それでは、時間となりましたので、本日の議論はまだまだ続けたいんですけども、後の予定がある方もいらっしゃると思いますので、以上といたします。

最後に、事務局から連絡事項があれば、お願いいたします。

【事務局（栗津）】 オンライン参加で不都合等、ございましたら、事務局までお伝え願えればと思います。

次回の日程については、また別途御連絡いたします。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。オンライン参加の廣安さんはじめ、お世話になりました。ありがとうございます。

それでは、第5期第1回の博物館部会を閉会いたします。本日は、御協力いただきまして、ありがとうございます。

— 了 —